令和７年第５回永平寺町議会定例会議事日程

（１５日目）

令和７年１２月１６日（火）

午前　９時００分　開　議

１　議事日程

第　１　議案第７０号　永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第　２　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第　３　議案第７２号　永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第　４　議案第７３号　永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　５　議案第７４号　永平寺町志比南公民館条例の制定について

第　６　発委第　２号　永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　７　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について

第　８　議案第７６号　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

第　９　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について

第１０　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第１１　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について

第１２　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について

第１３　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第１４　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

第１５　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

第１６　議案第８４号　松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負

契約締結について

第１７　議案第８５号　御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について

第１８　議案第８６号　上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について

第１９　議案第８７号　松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について

第２０　議案第８８号　永平寺中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について

第２１　議案第８９号　上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について

２　会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員（１２名）

１番　　中　村　勘太郎　君
２番　　長　岡　千惠子　君
３番　　川　崎　直　文　君
５番　　清　水　紀　人　君
６番　　金　元　直　栄　君
７番　　森　山　　充　君
８番　　清　水　憲　一　君
９番　　滝　波　登喜男　君
１１番　　上　田　　誠　君
１２番　　松　川　正　樹　君
１３番　　楠　　圭　介　君
１４番　　酒　井　圭　治　君

４　欠席議員（２名）

４番　　朝　井　征一郎　君
１０番　　齋　藤　則　男　君

5　永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町長	河合永充君
副町長	和田真生君
教育長	竹内康高君
消防長	宮川昌士君
総務課長	多田和憲君
契約管財課長	朝日清智君
防災安全課長	吉田　仁君
財政課長	原　武史君
総合政策課長	江守直美君
会計課長	吉田正幸君
住民税務課長	池端時枝君
福祉保健課長	高嶋　晃君
子育て支援課長	清水智昭君
農林課長	島田通正君
商工観光課長	寺岡孝純君
建設課長	竹澤隆一君
えい住支援課長	長瀬武英君
上下水道課長	勝見博貴君
地域づくり応援課長	鈴木克幸君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	源野陽一君

6　会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	波多野清志君
書記	清水和仁君

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

（午前　９時００分　開議）

～開　会　宣　告～

○議長（酒井圭治君）　各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに１５日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の審議につきましては、第１審議、第２審議、第３審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第５５条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

～日程第１　議案第７０号　永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第１、議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　では、議案書８ページにございます、議案第７０号について補足をいたします。

人事院勧告の内容を踏まえ、関係する３つの条例について所要の改正を行い、併せて議員の月額報酬引上げにつきましても改正を行うものでございます。

第１条から第３条、こちらが一般職の給与条例でございますが、こちらで４点の改正を行います。

第１条では、通勤手当の額の引上げ及び通勤距離区分、４５キロから６０キロ以上までの距離区分を追加いたします。

また、宿日直手当を４，７００円に引き上げるものでございます。

第２条でございますけれども、こちらは今年の１２月分の期末勤勉手当をそれぞれ０．０２５か月分、合わせて０．０５か月分引き上げるものでございます。

それと９ページ以降、別表第２のとおり給料表を改定して、平均改定率３．３％の引上げを行うものでございます。

１３ページにまいりまして、第３条でございます。これ先ほど第２条で今年１２月分の期末勤勉を引き上げました０．０５か月分ですが、これを来年度はそれを６月と１２月の２回に０．０２５か月分を振り分けるというようなものでございます。

第４条と第５条、こちらが町長等の給与条例でございます。

第４条では、一般職と同様、１２月分の期末手当、こちら勤勉はないので、期末手当を０．０２５か月分引き上げるものです。

第５条では、来年度、それを６月、１２月、０．０１２５か月分に振り分けるというものでございます。

第６条でございます。こちらが会計年度職員の給与条例でございますけれども、これは一般職の給料引上げに伴う月額の引上げとなっております。

１４ページ以降の第７条でございますが、こちらは議員報酬の条例でございます。特別職報酬等審議会の答申を受けまして、来年８月以降の議員報酬を増額いたします。議長は４万円、副議長が３万１千円、議員は３万円の増額ということでございます。

以上、議案第７０号の補足でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　１つは通勤手当の改定ですが、いわゆるこういう金額を決めるに当たっては、根拠っていうのはやっぱりありますか。

以前ですと、公共交通機関を利用してっていうのですか、公共交通機関がなくなってくると車の走行距離とか、そういうことでかかるのだろうとは思いますが、これだけガソリンの値段が乱高下すると、それなりの金額でないとそれはとても合わないっていうことになるし、状況によっては公共交通機関のその料金を支払うっていうところもあるように思うので、その辺の根拠はどうなっているのかって。

２つ目は、第６条の会計年度任用職員の給与引上げについては、一般職員と同じようなパーセントになっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　まず通勤手当につきましては、これ人事院勧告と同額としております。当然、そのようなガソリンが上がったということで距離の区分も増えておりますし、そのようなことが考慮されていると考えております。

もう一つ、会計年度の給与ですが、これ一般職の給料表をそのまま移行している感じですので、一般職と同様の引上げということが言えます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　通勤にかかる費用の問題については、本当に根拠はどうなのか、実態に合っているのかどうか。そういう中で引き上げられたとはいえ、どうなのか。大体引上げのほうが随分遅れているように思うので、どうなのかっていうのを聞きたかったわけです。

会計年度任用職員ですが、全体として賃金の状況が低いわけですから、例えば同じパーセントで言っても差は開くばかりになりますね。そういうことを考えてされているのかなっていうのをお聞きしたかったのですけど、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　これ通勤手当に限らず給料も全てですけれども、国の職員は人事院勧告、県は独自に人事委員会の勧告というのがございます。

町はそこまで現実的には町独自で民間との格差などを調査するということは現実的に難しいということで、国とか県の金額をそのまま活用させていただいているというような考え方でして。ということで、町独自に算出したのではございませんけれども、国・県の金額に合わせて本町も引上げ及び区分の拡大というものをさせていただいております。

会計年度任用につきましては、これ普通の我々の職員の給料表の一部をそのまま採用しているわけですけれども、基本大体今の引上げというのは、若手をぐっと引き上げて、上のほうの世代はそれほど上げないというような考え方で勧告されておりますけれども、その若手のほうの給料表を使用しておりますので、一般職のほうの引上げ率よりは、会計年度の引上げ率は高いということが言えると認識しております。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　会計年度任用職員の件ですけれども、ここでいう給与表に準じてという職員というのは、いわゆるフルタイムの職員っていう位置づけになるのでしょうか。

要は短期、いわゆる短期組合員と共済ではいいますけれども、そういうような方についての改定というのは、これに準じてあるのでしょうか。

また、その他、本町には審議会とかいろいろ特別職がいるわけですけれども、そこの報酬という部分での改定というのは特にないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　会計年度は例えば短時間でも、この給料表の中から時間で割って時給を算出しておりますので、引上げは同様に行われるということになります。

審議会の委員さんなどの報酬ですけれども、それは今回の人勧を受けて引上げとかをしているということはございません。

○議長（酒井圭治君）　９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　ただ、審議会あるいは特別職の報酬というのは、そういう特別報酬審議会で協議をするのだろうと思いますけれども、なかなか改定というのは報酬という位置づけなので給与とは違って、そうそう毎年あるわけではないですが、定期的に見直しっていうところも必要かなって。今回、議員についても書いてありますけれども、よく言われるのは監査委員さんとか、そういったところの報酬というのはなかなか見直しされていないという。県の動向を見てというところだろうとは思いますけれども、その辺、やはり少し定期的に考えていくということも大事ではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　今ほど出ました特別職報酬と審議会は三役と議員さんだけのものでございまして、各種審議会の委員さんにはちょっと当たらないものでございます。

それで、今、議員おっしゃったこと、本町でもちょっと思うところがありまして、例えば監査委員さんのほうは、監査委員事務局さんのほうが今考えている最中でございます。

ほかの委員さんも、一般職などの給与の引上げと同様、見直すべきものは見直さなければならないというふうに考えております。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、質疑を終わります。

議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７０号の第１審議を終わります。

～日程第２　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第２、議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君）　議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の１６ページをお願いいたします。今回の改正は、令和７年２月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、気象状況が火災予防上、注意を必要と認めるとき、林野火災に関する注意報や警報が発令できるよう改正するものです。

発令された場合の火の使用の制限につきましては、注意報の場合は努力義務、警報の場合は義務が課せられます。

この条例は、令和８年１月１日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　最近の山火事見ていますと、外国はもとより日本でも大規模な火災が起こっている。それもちょっと手のつけられないような延焼っていうのがよく報道されています。

でも、この北陸ではそういう山火事の問題でいうと、あるとすれば春なんかなと。異常乾燥注意報なんかが出る時期なんかなと思いますが、発生した場合、山火事見ていると初期消火に失敗すると、失敗するっていう言い方はなかなか手がつけられなくなると、どんどん広がるっていう状況が見られるように思いますが、いわゆる山火事が起こった場合の訓練とか、そういうなんでもっと早くヘリなんかが出て、水を上から投下するようなことをやればいいのになって思ったりするのと、あと山火事でも見ていて、これは私有林が多いところではいろいろ考えなあかんのかも知らんですが、ここ道路なんかがあれば、迎え火という方法もあるのでないかなって思いますね。

それいわゆる阿蘇地方なんかの草原というか、雑草を毎年焼くというなんかも、そういう訓練で割と大きな火を動かしているのに延焼というのですか、類焼がない、燃え広がることはない、きちっと火を抑え込むっていうことをやっていると思うのですが、それらも含めて、そういう訓練っていうのはないのでしょうか。

こういう住宅地でいうと、昔は防火帯、そういうのを設けてはって話もあったことがあるように思いますけども、そういう意味ではどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　消防長。

○消防長（宮川昌士君）　山火事につきましては、各地と同時に県の防災ヘリにはすぐに要請しております。

訓練につきましては、消防団員さんも含め、年２回林野火災防御訓練、また最近ではジェットシューターを活用して早めに消火する。それから、今おっしゃられたとおり、先に伐採とかするというの、阿蘇のほうではやっています。これ以上延焼しないようにということで下草刈りをして、ここでストップさせるという。そういう訓練も今、なたとか、いろんな物を使って火をちょっと落とすとか、そういうのを今試みているところです。

あと、その訓練につきましては年２回ですが、今年の場合は今回の改正に関する警報につきましては、永平寺町はまず１回、注意報に関しては２４回ぐらいの日数が出ております。

来年からに関しまして、この施行からに関しましては、広報活動とか、いろんなことを含めて皆さんに周知していきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、質疑を終わります。

議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７１号の第１審議を終わります。

～日程第３　議案第７２号　永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第３、議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　それでは、議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書１８ページをお願いします。今回の改正の主な内容につきましては、児童福祉法における児童虐待防止に関する規定が改正されたことに伴い、子育て支援に関する３つの条例について、必要な改正を１つの条例にまとめて行うものでございます。

また、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、栄養士法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。

第１条につきましては、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正となるものでございます。

この条例については３つの修正箇所となります。第１２条では、児童福祉法における児童虐待防止に関する規定が改正されたことに伴い、従来の同条例の規定を引用する場合の第３３条の１０の第１項と記載する必要が生じたことにより、改正をするものでございます。

第１６条第１項、第２項では、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、献立等について、栄養士の観点から指導が受けられる要件を満たすことができるよう改正するものです。

第１７条第２項では、母子保健法に基づく町が行う乳幼児の健康診断を受けていて、家庭的保育事業者が健康診断の結果を把握すれば、新たに利用開始時の健康診断をしなくてもよいという要件を追加した改正でございます。

次に第２条では、永平寺町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。この条例では１か所改正となります。さっきの第１条の一部改正同様に、児童福祉法における児童虐待防止に関する規定が改正されたことに伴う、第２５条についての改正となります。

次に第３条では、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。この条例では１か所改正となります。さっきの第１条、第２条の一部改正同様に、児童福祉法における児童虐待防止に関する規定が改正されたことに伴う、第１２条について改正をするものでございます。

改正に係る施行期日は公布の日からです。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　この児童相談所等における乳児、または幼児の利用開始前の健康診断の問題とかっていうことであるのですが、いわゆるいろんなこういう家庭的保育の相談に乗るっていうことについて言うと、これは相談に来る人が対象になるのでしょうか。

また訪問して、いろいろ積極的に訪問しながらおせっかいを焼くっていうか、そういう意味で相談に乗っていくことも含めるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　こちらのところにつきましては、家庭的保育事業

というのが何かと申しますと、例えばその事業者の方が自宅とか多分ベビーシッター業務ですね、こういうことをして、そこの事業として賄うというものでございますので、その方が相談に来るというところの事業ではございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、質疑を終わります。

議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７２号の第１審議を終わります。

～日程第４　議案第７３号　永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第４、議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　それでは、議案書２０ページの議案第７３号について補足いたします。

公職選挙法施行令の改正内容に準拠しました条例改正でございます。

自治体の条例で公費負担を定めることができる選挙経費のうち、選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの作成費用の１枚当たり単価を引上げ、施行令と同額とするものでございます。

なお、選挙カーに係る経費につきましては、今回施行令の改正がございませんでしたので、条例でも据置きとしております。

以上、議案第７３号の補足といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　質疑なしと認めます。

議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７３号の第１審議を終わります。

～日程第５　議案第７４号　永平寺町志比南公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第５、議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　それでは、議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書２１ページをお願いいたします。この条例につきましては、志比南地区の社会教育及び地域の活性化、福祉の増進を目的とし、永平寺町志比南公民館条例を新たに制定するものでございます。

概要を説明させていただきます。

２条では、名称、位置として、名称を志比南公民館、位置につきましては永平寺町市野々２号２０番地でございます。３条では、管理及び運営とし、教育委員

会が管理を行います。運営につきましては施行規則で定めており、休館日を町内の公民館同様に月曜日と年末年始、利用時間も午前８時３０分から午後９時３０分までとしております。４条では、公民館の事業として、１つ目に地域振興や活性化対策に対する研修会などの開催、２つ目に各種団体の連携活動に関すること、３つ目に健康増進やレクリエーション活動に関すること、４つ目に定期講座や料理教室などの開催に関すること。次に５条では、利用の許可として、事前に利用申請をいただき許可を受けることとしております。６条、７条では、利用制限、利用の停止、取消しについて。８条では、使用料を定めております。９条では、損害賠償について。１０条では、委任として必要な事項を規則で定めるものとしております。

改正に係る施行期日は令和８年１月１日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　いろんな利用許可のところで、例えばそこに常駐しているとか、いろいろあれば当然あれですが、それ以外のときには、例えば教育委員会であるとか公民館、例えばこの日は空いている、空いていないっていうのはホームページ見る、何かそういう利用の利便性を図るようなことは考えてらっしゃると思いますが、いかがですか、お聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　開館状況につきましては、一応ホームページといいますか、予約システムのほうで空き状況とかっていうのを確認できます。

あと公民館に問い合わせいただければ、この日空いているよ、空いてないよっていうのは分かるようにはさせていただこうかなとは思っております。直接問合せです。ほかの町内の公民館同様な措置を執らせていただこうと思っております。対応をさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　私が言いたかったのは、要は公民館が例えば常駐の方がいれば当然そこへ直接聞けるのですが、常駐でない場合は、例えば中央公民館であるとか役場の、ホームページ見ればいいのですが、そこら辺りの環境を、周知も含めてお願いしたいということで、今確認をさせてもらったわけです。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　基本的なところだけお聞きしたいのですが、こういった公民館の条例については、他の公民館とのある意味、横並びで条例制定っていう考え方なのか、それともそこの公民館を運営する、例えば運営審議会とか利用者とかっていう意見を取り入れるようなものでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　これにつきましては、ほかの条例と同じでございます。特にここだけが特別というわけではございません。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

７番、森山議員。

○７番（森山　充君）　第４条の（４）定期講座って書いてあるのですが、これは具体的にはどんなことをするのでしょうか。どんなことをしてきたのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　この定期講座につきましては、例えば保健センターの健康づくり講座であったりとか、高齢者サロンであったりとか、定期に行われるものを指しているものでございます。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、質疑を終わります。

議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７４号の第１審議を終わります。

～日程第６　発委第２号　永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第６、発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第１審議を行います。

補足説明を求めます。

総務産業建設常任委員会、森山委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（森山　充君）　補足説明申し上げます。

人事院勧告に附せ議員期末手当の支給割合の改正を行うため、条例の一部改正を行うものです。

この条例は公布日から施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　質疑なしと認めます。

発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで発委第２号の第１審議を終わります。

～日程第７　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第７、議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

資料は１１月２６日全員協議会資料の６３ページからの令和７年度１２月補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を受け、引き続き課ごとに質疑を行います。

まず、議会事務局関係の補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（波多野清志君）　それでは、議会事務局の補足説明を行います。

予算説明書７１ページ左側をお願いいたします。議会費の議員報酬、職員手当等の９万１千円の増額につきましては、先ほど条例改正議案にて審議いただきました件で、賃金還付に合わせて、議員期末手当支給率の改正に伴い、議員期末手当を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、総務課関係の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　それでは、総務課所管分について補足いたします。

歳入でございます。予算説明書６７ページの上のほうですね、一般寄附金でございます。こちら３，２００万の増額ですが、ふるさと納税で現在までの実績により、当初予算を上回る寄附が見込まれるための増額でございます。

続きまして、歳出でございます。６９ページと７９ページに人件費の表がございます。こちら今もありましたように、人事院勧告による増額でございます。

常勤職員につきましては7，５９３万４千円、会計年度が2，１０４万円の増額でございます。

７１ページの右側でございます。ふるさと納税事業につきましては、歳入で増額を見込んだことで、それに伴う諸経費が増となったもの及び６年度中に基金に積み立てるべきであった基金積立２，９９７万９千円を計上するものでございます。

７２ページ左側です。地域おこし事業、こちら減額となっております。①の農業振興の隊員が９月から産休・育休に入ったため減額するもの及び③の観光情報発信隊員が１０月からの雇用となりましたので、それぞれの不用額を減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　ふるさと納税のことでお聞きしたいのですが、今回、一般寄附が３，２００万増えまして、１億４，２００万円だったということですが、この金額っていうのは今までの中でマックスでしょうか。それと、その増額になった要因というのは、どういう分析されているのかというのが１点。

それと、寄附金３，２００万円が増加されたことによって、７１ページの右側にそれに関係する業務委託費ですか、挙がっているわけですけれども、単純に言いますと、これ４，１００万ではないのか、３千万引かなあかんのよね。ということは１，１００万ぐらい。３，２００万円収入があって、１，１００万円出してっていうことは、２，１００万円が増加したっていう、単純にそういうふうにとればいいのでしょうか。基本的にはお聞きしたいのは、そうやって一般寄附があった場合に、諸経費が何％かかるのかなというのが知りたいわけですが、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　まず１つ目のふるさと納税の最高額かということですが、６年度ですが１億３千万で過去最高ということでございました。今回、１億４，２００万になりますので、過去最高となります。

要因につきましては、２０周年を応援していただくということで別枠を設けて寄附を受けておりました。それが今のところ、１，５００万ぐらいございます。それ以外にも、返礼品の魅力発信などで増えたと考えております。

それと、納入額と諸経費の割合ですが、今、国のほうの基準では５割まで、返礼品プラス事務費で５割までを出てしまいますと、もうやったらあかんというような規定がございます。うちも大体５割弱ぐらいの割合の返礼品と諸経費込みで、そういう割合となっております。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、契約管財課関係の補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　それでは、契約管財課関係につきまして、ご説明いたします。

予算説明資料７２ページ右側をお願いいたします。公有財産管理諸経費、委託

料、固定資産台帳更新業務につきまして入札差金が生じましたので、１００万円を減額するものでございます。

以上、契約管財課関係の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　予算額が１３７万５千円ですよね。契約額が３２万２千円ですよね。これ、どう見たらいいのですか。

要するに見積りが甘かったのか、それとも最近、業者が将来のことも考えて安く入札するっていう方もまた出てきたのかなっていうのが散見されるのですけれども、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

こちらせんだっての令和６年度決算審査の際にも低い請負率というご質問ございました。それと同様、令和７年度入札におきましても、請負率２３．４５５％と低い請負率での契約となったものでございます。こちらにつきましても再度、今年度も業者に聞き取りを行ったところ、やはり昨年同様、毎年受注しているので、できるだけ引き続き受注したいということで、諸経費を抑えたという回答を得ております。

見積り、予算段階の見積りの採用ですが、こちら本庁に入札参加願い、申請というのを出している業者については県内に１社、県外に１社ございまして、２社から見積書を頂いております。

その中で、見積りに関しましては、当初こちらの業者もこういった金額ではなかった部分はありますが、やはりもう一社のほうにつきましても同程度の見積りをしてきております。２社ともほぼ似通った見積りをしてきておりますが、入札なった場合、やはり競争が働いたと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　競争が働いて安くなるっていうのはいいと思いますが、要するにこちらの側の積算がどうだったのかっていうことを、検証しないといけないことにもなりかねないことになるのでないかなということですよね。向こうはこれだけでできるって、こっちはこれくらいかかるだろうと思っているのにこれだ

けやって言われると、その辺ちょっと。僕は業者がこういう仕事を継続的に取りたいから、そこにつなげるために、昔はゼロ円入札とか、それはまずいので１円入札とかっていうのはよくはやったことがありましたよね、コンピュータの導入の頃かな。そういうことと同じような意味合いで言うと、いわゆる行政とかそういうコンサル会社の積算がどうなのかっていうことも含めて、いろいろ検証せなあかん時期に来ているのでないかなって思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　今ほどのお話、積算というお話ありましたが、やはりこういった専門業務につきましては、当方で積算というのはなかなか難しいと。よって、複数社から見積りを徴収して、適正な金額であるという判断をしておりますので、今回うちのほうに届け出ている業者２社ありましたので、２社とも見積りを徴収して、本庁の積算額といたしました。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、防災安全課関係の補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田　仁君）　それでは、防災安全課関連、予算説明書７３ページ左側をお願いします。防災費、防災対策事業７２４万４千円の増額補正につきましては、全国瞬時警報システム改修に３７７万３千円と排水ポンプ車の整備で３４７万１千円を計上してございます。

初めに、中ほどの工事請負費、全国瞬時警報システム受信機更新工事費につきましては、現在使用中の受信機について、部品の老朽化に伴いまして全国的に故障がありまして、緊急情報の伝達に支障を来す恐れがあるということと、あと国からのサポートが令和８年度中に終了するために、今回受信機の更新を必要としてございます。

新しい機能といたしましては、地域を細分化して情報が発信できるようなシステムに改めることによりまして、今の気象情報はもとより、ミサイル発射などの情報を瞬時に確実に伝達することによりまして避難が確実となってきます。

なお、今回のこの財源は緊急防災減災事業費負債を充てることから、今年度中の事業の着手することが必要となりまして、こういうことも含めまして１２月補正ということでお願いしたいと思います。

次に、残りは全て排水ポンプ車の購入費にかかる費用となります。今回、国交省の排水ポンプ車の更新に合わせまして、国の既存車両を町の車両として整備しまして、豪雨や河川の氾濫などによる冠水時の排水作業の初動が、本庁独自で可能となります。財源につきましては、ふるさと納税の寄附金の充当を予定してございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　排水ポンプ車を導入するということで、中古物件っていうのですかね、そういう意味では有効活用できる、もしもそういうことがあればと思いますけれども、やっぱりこういうのを持つと訓練なんかもせなければあかんと思いますね。訓練をどこでどういうふうにするのか。というのは、今年渇水のときに、吉野地区は水が不足しました。どうしても水が欲しいっていうので、いろいろお願いしたのですが、九頭竜水系の用水から取るっていうのはかなり難しかったようですね、訓練なんかですと。用水路を上で上げて、その下に流せばいいっていうことになるのですが、その威力を見ようと思うと、どっか１回ためたり、ためてあるのを出したりするっていうこと大事なのでないかなと思います。

本当に有効に使えるような訓練なんかを徐々にやりながら、生かしてほしいなって思うので。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　防災指導が国交省から出ていたのです。それともう一つ、これを導入した、ふだんのいろんな渇水のときに使用できるというのと、永平寺川と九頭竜川の境が、九頭竜川の水が増えますと樋門が閉まると、永平寺川の水の抜け道がなくなるということで、これずっと御陵地区のほうからも、いざというときもそこの心配っていうので、あそこにポンプ設置っていうのを要望が来ている。ただ、なかなかそのポンプ設置ですと、もう数億円町単でかかってしまうということで、国交省と話ししているときにこのポンプ車が国交省に数台ありますので、ただそれ連絡した順で出動してくれるという話があります。ずっと河川事務所と相談している中で、こういった物件が今出てくるということで、町は手を挙げさせていただきました。

ふだんの訓練の中では、その渡新田のそこの樋門のところで訓練をしてやって

いきたいなというのと、またあといろいろなところで渇水とか、そういったときにも訓練がてら、何かこういうので１回利用してみて、いざというときに備える。結構車も大きいですので、その取り回しとか、そういったものはここに入れるかとか、そういったことも把握も大切だと思いますので。せっかく導入しますので、日々いろんなところで訓練、また活用しながら、いざというときに備えたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君）　すいません、訂正します。

永平寺川でなしに御陵川です、ごめんなさい。九頭竜川と御陵川の渡新田の樋門があります。永平寺川ではございません、訂正させていただきます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、財政課関係の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原　武史君）　それでは、財政課関係について補足説明いたします。

まず歳出について、でございます。資料７３ページをお願いいたします。右側の財産管理事務１２０万円の減額補正につきましては、財務諸表作成業務委託の入札差金を減額するものでございます。

先ほど、契約管財課より説明のありました、業務と抱き合わせで発注しております。内容につきましては、先ほどの契約管財課長の説明と同様でございます。

次に、７４ページ左側をお願いいたします。基金積立金２億２，６００万円につきましては、令和６年度決算に基づきまして、財政調整基金への積立金を計上するものでございます。

次に、歳入について、でございます。資料の６７ページ、財政課の欄をお願いいたします。前年度繰越金につきましては、今回の補正の財源として３億７，３７６万３千円を計上しており、今回で６年度決算による実質収支額全額を予算化したところでございます。

次に、調査につきましては、合併特例債では上志比中学校旧プールでの公園整備や町立図書館の空調設備改修など、全６事業の財源として３億２，７９０万円を活用いたします。

また、緊急防災減災事業債３７０万円につきましては、全国瞬時警報システム

受信設備更新の財源として活用するものでございます。

なお、合併特例債につきましては、今回の予算措置分で発行可能額の９７．２３％分を予算化することになります。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　繰越金ですけど、補正予算、前の予算額が１億ほど。それが３億７千万に膨れ上がるのですが、こうやって大きくなっている１つの原因っていうのですか、その辺はどう見ているのでしょう。

○議長（酒井圭治君）　財政課長。

○財政課長（原　武史君）　前回の決算の質疑のときにも説明させていただきましたが、今回、今６年度決算につきましては、監査の中で監査委員さんのほうからも不用額が大きいということも含めて、予算につきましては工夫をすれば１億７千万でしたが、それぐらい圧縮できただろうというのはありました。当然、予算の中で歳入歳出同額にしておりますので、当然歳出予算が、言葉としては適切ではないかもしれませんがちょっと甘いと、歳入のほうはやはり予算を超えて歳入が入ってくるというのも多いですので、その年度の剰余金の額が増えて、翌年度への繰越額が増えるという状態になっているかなと分析はしているところでございます。

それを受けましたので、７年度も含めて、今後はしっかりと歳出予算のほうを検証しまして、あまり過剰な繰越金は残らないという対応は取っていきたいと考えておりますし、当然財源のほうが確保できるのであればそれを使って、さらに必要なサービスをしていくということも踏まえて、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　監査委員さんからの指摘を受けまして、１億７千万円はやっぱり予算の中で、先ほど見積りなどいろいろなのを取るべきだというご指摘受けました。今それに対しまして、その指摘を受けた数課がありますので、そこの数課については骨格予算査定の前に、まずはその予算のつくり方の研修、財政課から話をさせていただいた上で骨格予算の査定を行っておりますので、来年については改善をしていきたいと思いますし、また、ほかの課もそういうふうにならな

いように、毎年そういう予算のお見積りの仕方等をしっかりやっています。町も今監査委員さんから詳しく、ここの課とここの課はやはりちょっと甘いというのも聞いておりますので、そこは重点的に改善をしております。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　財政課長、甘いと大変なって言ったのですが、逆じゃないですか、渋いでしょう。だから、こういう結果になるのでないですか。要するに使い方をきちっと精査していると、厳しく見ていると、査定しているちゅうことでこういうことになると思います。僕は決して否定するわけでないです、それは財政の仕事ですから。最後に財政課長が言われたように、本当にこういう国なんかも補正予算を組んで緊急経済対策とか、地域のいろんな住民の生活向上のために使っていいよという方向で出てくるお金について、それを余らせるのはまずいと思いますね。本当は使い切るべきだと思う。そういう意味では、逆に言うと、そういうお金を有効にさらに使うということも、ぜひ積極的に考えてほしいと思いますね。ここ大事なとこだと思います。

今の町長になって、結構基金が多いって言っていますけど、それとは違うので、そうなってくると大変な状況もありますけども、こういうきちっとその確保したお金をどう有効に使うかってことに、もっと積極的に考えてほしいなとは思います。それを箱物に使えっていうのではないですよ。ぜひソフト事業で使えるものがあったら、積極的に使うことが大事ではないかということだけ言っておきたい。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　１億７千万がそういう指摘を受けたのですけど、もう一つは１億５千万ほどについては、執行の段階でもう一度皆さんの税金ですので、執行の段階でもより精査をして執行させていただいているということですので、その辺は全職員対応させていただいております。

先ほど財政が伝えました見積り、予算を組む段階で大きめに組んでしまいますと、ひょっとしたらほかの事業ができていたっていうのもありますので、ここは精査をさせていただいて、精査というか予算を組む段階で財政課がチェックできる機能というのを働く体制を取っていきたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、総合政策課関係の補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君）　では、７４ページ右側をお願いいたします。公共交通対策事業でございます。こちらは生活交通路線維持対策事業補助金につきまして、京福バスとの協定路線における１キロ当たり単価が上昇したことによりまして、実績見込額から当初見込額を差し引いた中で、差額分を増額補正させていただくものです。補正額は２０６万９千円でございます。

続きまして、７５ページ左側をお願いいたします。こちらのほうは公共交通対策事業で、えちぜん鉄道利用推進事業の中で、ふるさと納税の財源を組替えするものでございます。

続いて左側でございます。こちら基金積立金でございます。土地開発事業特別会計からの返還金を基金に積立てするものでございます。補正額７３６万４千円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　公共交通の７４ページの右側です。全協でもいろいろ説明いただきました、ありがとうございます。いろんな状況の中からこういうものが発生するということで、今後、その中の最善策として、いろんな近助タクシーとの併用とか、コミュニティバスの代用とか、そういうものを考えているので、今後ともそういうふうにしっかりしていくよっていうのを答弁ありました。

やはり、そうは言っても公共交通、大本山を抱える以上は、そこの路線バスは守らないといけないと思いますので、そこら辺りは今後どういう形で進めていくのか。当然、交通体系を見直して、町全体の動きをやるよっていうのは聞いております。そこら辺りで大本山を抱えて観光も、また地域の住民が集まるために、再度その方向性についてご説明いただくと助かると思います。

○議長（酒井圭治君）　総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君）　ありがとうございます。永平寺線でございまして、こちらのほうはもう町の単独路線ということで、こちらを今見直しかけたいということで全協でもご説明をさせていただきました。その中で、３万人ぐらい乗っているところを町民の方が、そのうち１万６千人ほど町民の方が乗っているということは、チケットを利用して、コミュバスの代替として使っていただくという

ところでございます。その内訳を見ますと、やはり子供さんの利用が多いというふうな実績も見えてございますので、そちらはこちらの路線バスを廃止するという中では、代替ということはもちろん考えていくというところでございまして、あと観光の部分におきましてもしっかり対策、商工観光部門とも話をいたしまして進めてまいりたいと。もしそこで万が一不足が出るというところで、足りないというところであれば、それは観光施策といたしまして、また永平寺ライナー、季節的な不足分というところは、また別なところで話し合って進めていくのが必要かなと考えております。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　この金額の上昇については、これ３月までの金額になります。４月以降、走らせるのであれば、また１，７００万円、もしくはひょっとしたらまた今運賃が上がっていますので、それより高くなっていく可能性がありますので、町としましてはこれを、京福ともお話はしていきますが、４月以降はコミュニティバスを走らせるか。その１，７００万円というと、物すごく大きい金額になりますので、１，７００万、補償分が１，４００万円で、子供たち乗っているコミュニティバスと金額を合わせる補助金を合わせると、１，７００万円かかる試算になっていますので、ここについては費用対効果的なものもあります。それはコミュニティバスと近助タクシーも走っていますので、それで今代替ができるのであれば、そういった位置づけでできるといいなと思いますし、現に志比北、吉野地区はそういった組合せで走っていますので、これは地元の皆さんにお話をさせていただいて、そういう対応を１つ検討していきたいなと。

　ただ、４月までにこれを決めていかないと、また負担金、来年分が発生しますので、これは早急に結論づけていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　ありがとうございます。町長ご説明いただいたように。ただ、今言ったように時間が限られているのと、４月以降の費用もあれですが、要はコミュニティバスで代用するといっても、例えば時間帯であるとか。今までが路線バスを使っていましたから、そこら辺りの住民との相互性もぜひとっていただきたいということと、その足を確保するという意味。それから、観光やったらライナーで福井とかが結構ありますので、それとのすみ分けやね、それをぜひ図っていただいて、４月以降はそれが設置もできますよ、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　もちろん今まで地元の皆さんのご理解も必要ですし、ただ、志比北、吉野地区ではコミュニティバスと近助タクシーの融合というか、それができていますので、それを一つモデルにさせていただきたいと思うのと、もう一つ、丸岡から本山へ行くとか、そのライナーについてはまた京福バスは走りますので、永平寺口から大本山のバスが１，７００万円ないと走れないということですので、１，４００万か。ですので、その辺も併せて、早急に進めて話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、住民税務課関係の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君）　それでは、住民税務課所管分の補正予算についてご説明をいたします。

全協資料７６ページをお願いします。左側、国保会計繰出金６３万２千円につきましては、国民健康保険、出産育児一時金の増額に伴い、負担割合３分の２に当たる一般会計からの繰出金６６万７千円の増額。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業の補助金交付決定を受けましたので、３万５千円の減額補正をするものでございます。

右側、し尿処理負担金３９万８千円につきましては、勝山・永平寺衛生管理組合の令和６年度の決算剰余金が当初予定より増加をしたため、負担金を減額補正するものでございます。

以上、住民税務課所管分の説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、福祉保健課関係の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは、福祉保健課関係について説明をします。

まず歳入のほうから説明させていただきます。６７ページをお願いいたします。福祉保健課関係ですけれども、国庫負担金、県負担金、雑入と、総額５，０４２万１千円を補正させていただくものでございます。充当事由につきましては歳出

の中で説明をさせていただきます。

７７ページのほうにもお戻りいただきたいと思います。７７ページ左側でございます。社会福祉事務所経費でございます。２５万円の増額補正でございます。公用車の燃料費を補正するものでございます。

同じく７７ページ右側、物価高騰対策支援事業でございます。１２１万１千円を補正します。物価高騰の影響が大きく見込まれる福祉事業所に対する支援金を補正するものでございます。対象事業者は、訪問系サービス事業所でございます。介護、障害、両方１７事業所に支援をしてまいります。燃料費を１２か月分補正したいと考えています。

続きまして、７８ページ左側お願いいたします。障害者自立支援事業費でございます。６，７１１万８千円の増額補正でございます。障害介護サービス扶助費の増額、障害者自立支援事業負担金の返還金を補正するものでございます。

同じく７８ページ右側でございます。地域生活支援事業でございます。３１万７千円の増額補正でございます。これは、令和６年度の障害者総合支援事業費、国庫補助金の返還金を補正するものでございます。

続きまして、７９ページ左側お願いします。介護保険会計の繰出金でございます。マイナス１，２３５万７千円の減額補正でございます。繰出金でございますが、過年度分の介護給付費負担金の追加交付がございましたので、それに伴い繰出金の減額補正をするものでございます。

同じく７９ページ右側でございます。翠荘施設管理諸経費でございます。３１万６千円の増額補正です。子供の屋内遊び場、ニュースポーツ広場の開設に伴い電気料、水道料の増額が見込まれますので、その分を補正するものでございます。

８０ページをお願いいたします。未熟児療育費医療給付事業でございます。７万８千円の増額補正です。これは、令和６年度の国庫補助金の返還金を補正するものでございます。

同じく右側、予防接種事業でございます。１６０万円の増額補正でございます。これも令和５年度及び令和６年度のコロナウイルスに係る接種事業の補助金の返還金を補正するものでございます。

続きまして８１ページでございます。健康増進事業でございます。これは財源の組替えでございます。人生１００年時代づくり、地域調整ソフト事業交付金が充当されましたので、これ、えいウォークに係る事業費に充当するということで、財源組替えを行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、子育て支援課関係の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　それでは、子育て支援課所管の補足説明をさせていただきます。

予算説明書８１ページの右側をお願いします。子供医療費助成事業につきましては、ふるさと納税の充当に伴う財源組替えでございます。

８２ページ左側をお願いします。児童手当支給事業につきましては、出生や転入に伴い、当初見込みを上回る増加が予想されるため補正を行うものでございます。また併せて、過年度精算に伴う児童手当返還金も合わせて補正をさせていただきます。児童手当の財源としましては、国及び県からの児童手当交付金を充当させていただきます。児童手当の制度につきましては、昨年１０月に制度改正がされまして、３歳未満までは月１万５千円。３歳以上、高校生までは月１万円。第三子は月３万円を支給するというものです。

当初３億３，９２０万円予算化しておりましたが、５０７万５千円の増を見込んでございます。

返還金につきましては、令和６年１０月の改正から子ども・子育て交付金を充当しておりましたが、高校生までの財源としてこの交付金を活用しております。その精算に伴う返還金でございます。

同じページ、右側をお願いします。保育園運営諸経費につきましては、過年度精算に伴い、市立認定こども園及び広域入所の委託分に係る施設型給付金の返還金を補正するものでございます。市立認定こども園におけます１号認定、これ幼稚園の部分です。これの施設型給付金の負担金と、あとは児童数の精算に伴う福井市、坂井市等への広域入所委託金の精算に伴う返還金となります。

８３ページの左側をお願いします。幼児園給食運営費諸経費につきましては、物価高騰に伴う給食用の食材費の増加に対応するため、必要額を補正するものでございます。財源につきましては、物価高騰重点支援地方臨時交付金を活用させていただきます。

給食用の食材費の不足が見込まれることから、１２月以降の４か月分の給食費

につきまして、１日当たりの単価を３１０円から３２０円と１０円引き上げるものでございます。これにより、月額では２００円、６，２００円から６，４００円の増となりますが、ご家庭の負担はこれまでどおり、月額４，５００円に据え置きまして、１，９００円については町が支援をしてまいります。

同じく、同じページ右側をお願いします。子育て支援事業につきましては、過年度精算に伴い、支援対象児の見守り強化事業の返還金を補正するものでございます。ＮＰＯ法人や社会福祉協議会への補助事業である、宅食・学習支援事業において減少が見込まれて、事業清算により返還金が生じたものでございます。

８４ページ左側をお願いします。こども家庭センター運営事業につきましては、こども家庭センターへの相談しやすい態勢もあり、産後医療相談に関する母乳ケアの利用者が増加したことに伴い、委託料を補正するものでございます。委託先につきましては、福井県医師会とか福井県助産師会でございます。利用者は、病院への通所または助産師による訪問型のサービスを利用するという形になります。相談等から制度の認知度も上がり、またサービスも好評のため、当初の予想を上回り利用者が増加する見込みとなり、これに伴い補正をさせていただくものでございます。

同じく、右側をお願いします。子供の遊び場整備事業につきましては、１２月１９日からオープンする「えいぱーく」等の施設管理に係る委託料について補正をさせていただくものでございます。委託内容につきましては、全員協議会の資料のとおりでございます。

８５ページ左側をお願いします。障害児支援事業につきましては、障害児福祉サービスの利用増加に伴い、審査手数料及び障害児給付費を補正するものでございます。併せて、過年度精算に伴う障害児の入所給付費の返還金も補正をさせていただきます。財源としましては、国及び県からの障害児入所給付費や通所給付費を充当させていただきます。令和７年度当初につきましては、昨年度と同程度の利用者を見込んでおりましたが、成長に伴う障害等の変更や障害発達支援、放課後デイサービス、保育所訪問等の必要なサービスの利用回数が増えましたので、増額補正をさせていただくものでございます。あと、過年度の障害児の通所給付費におきましては、減少分について返還金を補正させていただくものでございます。

同じく、右側のページをお願いします。幼稚園給付費、幼稚園の給食費運営諸経費につきましては、幼児園同様に物価高騰に伴います給食用の食材の増加に対

応するために、必要額について補正をさせていただくものでございます。

それでは８６ページをお願いします。保育園施設運営諸経費につきましては、なかよし幼児園及び志比北幼児園の電気料の増加に伴い補正を行うものでございます。なかよし幼児園につきましては、土曜保育の集約化に伴いまして電気料の増加がありました。また、志比北幼児園につきましては、当初基本料金のみ計上しておりましたが、イベント等、あと選挙等準備で電力の使用の機会が増えたことに伴いまして、補正をさせていただくものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

７番、森山議員。

○７番（森山　充君）　８３ページの左側、これ給食費の材料費の補助の話だと思いますけれども、これは子供の分だけじゃなくて、大人の分も補助しちゃっていいわけですか。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　こちらについては、材料費用高くなった分についてお金が必要ですので、その分を持っておりますので、職員についてはその分、上がった分については実費で食べていただいていますので、その分は歳入でお金を上げて、その分頂いているという形になります。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　８２ページにあります児童手当の件ですけれども、ここに補正理由の中に出生や転勤にということですが、非常に本町といたしましてはありがたい話ですけれども、これ出生数というのはどれぐらい上がってこうなったのかなということと、あと近年に比べてどういう傾向なのかっていう、出生数が伸びているのかどうかっていうのが知りたいところです。

それから、児童手当の区分、当初予算にもありましたが、ゼロ歳から３歳児、あるいは１子、２子の区別とかっていうので、金額が１万円とか１万５千円、３万円というふうに内訳がなっていますが、実際に総数で人数、給付を頂いている人数がどうなのかっていうのが当初予算でもなかなか見えてこないのですが、今回の補正で全体の状況としてどうなのかっていうのを教えていただきたいなと思います。

それと同時に、出生数が増えているということで、先ほど住民税務課のほうで一時金の増額があったのですけれども、確かこの子育て支援の中で出産祝い金があったと思うのですけれども、そこの増額補正はないですが、それは増額しなくても、この予算内で収まっているのでしょうかっていうところをお聞きしたいです。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　今ほどの出生数の人数ですが、当初は去年の出生数も参考に８０人台を見込んでおりました。今年の状況を見させていただくと、９０人以上超える見込みになります。そのところで今増えているというところと、あと松岡地区のほうに転入をされている方が今増えております。その部分がありますので、今回増額補正をさせていただくというものでございます。

全体的な児童手当っていうのは、その人数もありますけど、回数分けて、年４回とかそういうふうになりますので、延べ件数回数で申し上げさせていただきますと、去年が２万２，１３９人分払っていたのですけども、今年の見込みでは２万５，６００人ほど見込んでおります。これ何でこれだけ増えたかって申しますと、去年１０月に高校生の部分まで増えました、支給。その部分が半年部分だけだったのですけど、今回１年分見るようになったので、昨年よりも増えているような形になります。それと出生数とか転入っていうところもございまして、今回増えているという形になります。

それと出産祝い金については、予算のところで１００人程度見ておりますので、今現状として、足りなくなった場合にはまた３月補正とかでも対応させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　ありがとうございます。それと８４ページの新規事業で、産後医療相談の増加であります。当初予算で３９万２千円が増額補正で、３０万８千円増額しているわけです。一挙に２倍とは言いませんけれども、それに近いような増額になったということでありますが、ある意味、使いやすい、利用しやすいようになったのだろうなと思いますけれども、その辺、増額になったこの要因というのをどういうふうに分析されているのかということをお聞きしたいのと、実際にどれぐらいの相談件数があったかっていう数字が読み取れないので、当初予算のところがあまり読み取れていないですが、全体的にどれぐらいの相談件数

かっていうのを教えていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　増員のその要因につきましては、今、こども家庭センター「えいぷらっと」ができまして、その中で母子の母乳の事や、母子、そういう形の相談も受けております。その中で、やはりそういう制度がありますよって周知をさせていただいております。その中で、産後の相談ってあったときに、こういういろんなケアがありますよっていうことでご周知をさせていただいております。そのところで使った方から、口コミっていうわけじゃないですけど、こういういい制度がありますよっていう形で皆さん広まっていって、今回その中でこういうのを使うっていう形で増えていったっていう形の要因になっております。今回、補正でして増加した見込みというのが大体４０件ほど、月ペースでいくとだんだん増えていっていますので、それを割り返すと、今後３月までで大体４０件程度増えるかなと思っておりまして、当初確か１０件か２０件ほど見ていたのですけども、それが口コミでだんだん広がって増えていくという形で、今回補正をさせていただくという形になります。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　暫時休憩します。

（午前１０時２６分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午前１０時４０分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

次に、農林課関係の補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君）　それでは、農林課関係の補正予算のご説明をいたします。

説明書の８７ページの左側をお願いします。有害鳥獣対策事業につきましては、ニホンジカの捕獲数の見込み増によりまして、駆除に対する報償費８５万円の増額補正をお願いし、特定財源としまして、有害鳥獣対策県補助事業、県補助金として６０万円を充当するものでございます。

右側をお願いします。担い手育成事業につきましては、農業用機械の購入に係る県補助事業３件分の追加の内諾を受けましたので、補助金１，７５２万７千円の増額補正をお願いし、特定財源としまして未来につなぐ福井の農業応援事業、

県補助金としまして１，５０２万１千円を充当するものでございます。

説明書の８８ページの左側をお願いします。農地中間管理事業につきましては、貸借契約期間満了前に農地転用を行いましたので、一部解約による返還金が生じるため、償還金１万１千円の増額補正をお願いし、特定財源としまして、貸付人から返還金雑入１万円を充当するものでございます。

右側をお願いします。中山間農業集落支援事業につきましては、農業用機械の購入に係る県補助事業１件分の追加の委託を受けましたので、補助金９６６万７千円の増額補正をお願いし、特定財源としまして、中山間農業集落支援事業、県補助金６４４万５千円を充当するものでございます。

説明書の８９ページ左側をお願いします。農地事務諸経費につきましては、九頭竜川下流地区地域用水機能増進事業の事業増によりまして、負担金２５万円の増額補正をするものでございます。

右側をお願いします。ため池等整備事業につきましては、ため池廃止に関する手引きが策定されましたので、工法に変更が生じたため、事業費が減少したため、工事請負費８８０万円を減額補正し、特定財源におきましても、ため池等整備事業、県補助金８８０万円を減額するものでございます。

説明書の９０ページ左側をお願いします。基幹水利施設補修事業につきましては、吉波地区の揚水機の経年劣化によります、能力低下によりまして取替えが必要となりましたので、更新に当たりまして、国の補助事業の採択を受けましたので、工事請負費１，６００万円を増額し、特定財源としまして基幹水利施設補修事業、県補助金１，１２０万円と分担金、地元負担金９６万円を充当するものでございます。またポンプ製作及び設置などに約４か月の期間を要することから、全額繰越を行うものでございます。

右側をお願いします。農村施設管理諸経費につきましては、永平寺生活改善センターにおきましてシロアリ被害がありましたので、駆除並びに改修工事と柱脚の腐食に係る仮補強工事として、工事請負費３２４万５千円を増額するものでございます。

以上、農林関係の補正予算の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　有害鳥獣駆除のことですが、ここではニホンジカ、イノシシ、

それぞれ５０頭ずつ増になる見込みということですが、昨年実績ではイノシシ２５０頭、大体ですよ、約２５０頭、鹿２５０頭、熊６頭って書いてあったように思いますが。確かに、今から特に電気柵なんかがなくなり、稲なんかなくなる、農作物がなくなると、今から出てくるイノシシっていうのは、今度は畔を掘り返しますね。そういう意味では、本当にこれからも大変な時期になるので。大体今年はどれくらい駆除されて、どういう傾向なんかも、増えた状況なんかも示していただくとありがたいと思いますが。

あと、ため池廃止で工法の変更によりっていうのが、ため池廃止で工法の変更、要するに土手を取るぐらいかなって俺らは思いますが、それに結構なお金の動きがあるっていうのはどういうことでしょう。

○議長（酒井圭治君）　農林課長。

○農林課長（島田通正君）　有害捕獲の駆除数ですけど、１１月現在でイノシシが今１５０頭近く捕獲しておりまして、鹿につきましても１５０頭ほど見込んでおりまして、イノシシにつきましては今年の見込みは２２０頭ぐらい見込んでおりまして、鹿につきましても２２０頭ほど見込みをしていましたけど、昨年と比べると、鹿につきましては１．２倍の確率で増えていまして、その分５０頭という形で今回見込みを、５０頭増の見込みをしまして、この見込みにつきましても県のほうに報告をさせていただきまして、補助を乗るっていう形になっとって、イノシシにつきましては多分この見込みの内で収まると見込んでおります。

ため池廃止の件につきましては、全国でため池廃止をされているとこで、会計検査の指摘を受けていとこもたくさんありまして、ため池廃止につきましては、工法につきまして明確な基準がなかったということで、過剰に工事を行っているのでないかという会計検査院の指摘がありまして、農水省のほうではため池廃止の手引きを作成されました。それによって、工法がかなり変わったということで、要らない排水路がなくなったのか、ため池の中の土砂を今までは改良していたのですけど、それもなくなった。基本的にオープンカットして、出てくる水をそのまま流すような形の工法にしなさいという形で今回工法の見直しをかけまして、事業費が８８０万減ったという形になっています。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　有害鳥獣は今、鹿なんか増えているっていうか、実際私たちも聞いているのは、上志比のグループの話ですと、尾根のところへ鹿２０頭ぐら

い群れで移動しているのを見たという話を聞いています。大体山に入って、三、四頭から５頭ぐらいの群れがあると、かなり増えてきたなっていう感じですが。ちょっと桁の違う増え方も、鹿っていうのはイノシシほど子供産まないですけど、１頭とか多くても２頭までしか産まないですが、それでも１０頭、２０頭っていう群れが見られるっていうことは、かなりこの永平寺は鳥獣駆除、皆さん一生懸命やって成果を上げていると思いますね。それでもそういう状況があるので、そういう意味では、いろんな意味で地域の人たちにもいろんな情報提供を求めたりする、そういうシステムを確立しながら、ぜひ協力をやっぱりしてあげてほしいな。中には、おまえら、黙ってこの山で何しているのかということを言われる人たちもいらっしゃるっていうことを聞くと、ちょっと酷なんかなと思ったりするので、その辺もぜひまた行政も気をつけていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　８７ページですけれども、パイプハウス設置のところで事業所が永平寺に拠点を移してっていうことですが、ちょっとその辺、知っている範囲内でいいのですけれども、今度佐賀市からこちらに拠点を移したっていう何か理由があったら、知っていたら教えていただきたいなと思うのと、あとここでトラクターとかいろいろな農業機械の補助がありますけれども、かなり高額で、これはずっと前から言われているのですけれども。米価が上がって収入が、農業者の所得が上がったっていうところで、これぐらいは経営に対して非常に安定的になってきているからっていうような分析になるのでしょうか、それともなかなかそうは言っても厳しいというようなことでしょうか。一部農業者に聞きますと、機械をなかなか高止まりというのですか、強気に農業機械の業者はやって来るっていうような話も聞くのですけれども、その辺、どのように考えておられますか。

○議長（酒井圭治君）　農林課長。

○農林課長（島田通正君）　パイプハウスの件につきましては、もともと三国のほうにちょっと本店持っていまして、坂井丘陵地でブドウとネギを中心に経営を行っておりまして、もともと松岡の方で、あわら市まで行くのがちょっと大変だということで、今回、あわら市も含めて永平寺町内にもブドウとか林業やりたいという形で、拠点を永平寺町に持ってきて、徐々に永平寺町のほうに経営を移していきたいという形で、今回パイプとかの補助をつけさせてもらって。この方はもと

もと坂井市のほうでも認定農家の認定をしっかり受けておりまして、従業員２人ほどおりまして、どちらも県のＯＢの方で、農業改良普及員ということでもともと農業の方を指導された方が経営している会社でございます。地元のほうともちょっとお話をしておりまして、地元の方にもちょっと合意を得て、しっかりと対応していくような形となっております。

農業機械につきましては、分析としましてやっぱり米の米価、今年度は上がったといいましても、なかなか来年度は何とも言えませんので、やっぱり米の価格って一定して、ある程度の価格で推移してれば、農業機械の計画的に購入できるような形だと思いますけど、経営としては厳しいのでないかなと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、商工観光課関係の補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　それでは、商工観光課関連のご説明をさせていただきます。

９１ページ左側をご覧ください。商工振興事業補助でございます。創業補助金２００万円。こちらにつきましては、創業補助金が当初予算３件を見込んでおりましたが、４件増加の申請がございましたので、増額補正をするものでございます。５０万円掛ける４件の２００万円です。

続きまして、右側をご覧ください。えい坊館運営管理事業でございます。こちら需用費、電気料３６万円、水道料１万円ということで、こちらえい坊館の飲食スペースのカフェ、ランチの販売の増加とか特産品の販売等によりまして、電気料と水道料が不足する見込みとなりましたので、増額補正するものでございます。

続きまして、９２ページ左側をご覧ください。地域資源活用事業ということで、こちら福井県の中部縦貫自動車道開通スタートアップ事業補助金というものが令和７年度で創設されまして、それに伴います中部縦貫自動車道の開通に向けた、これイベントに対する補助金というものが創設されまして、本町もそれに取り組むための事業費ということで増額補正するものでございます。中部縦貫自動車道開通スタートアップ事業補助金５００万円でございます。特定財源といたしまして、今申し上げました県の補助金が２分の１ございますので、５００万の２分の１、２５０万円と、ふるさと応援基金繰入金のほうから２５０万円ということで

商工観光課関連でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　９１ページの創業、大体どういう内容が主になっているのか。創業といってもピンとこないとこがあるので、もしも内訳等が分かったらお知らせいただけたらと思います。

それからもう一点、スタートアップのいろんなイベント事業ということで、イベントの内容等もご説明がありましたか。ちょっと私、忘れているのかもしれません。なかったなら、お教えいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　まず１点目の創業支援事業補助金、こちらにつきましては、業種といたしましては宿泊業が２件、製麺業といたしまして１件、あと電気管理業、学習支援業、エステ業、訪問看護ステーションということで７件というふうにお聞きしております。

次に、スタートアップ事業補助金ですけども、こちらにつきましては令和７年の１２月３１日からですけども、毎年行っております永平寺の除夜の鐘ライトアップ事業を皮切りに、様々な事業を展開してまいりまして、最終的には３月１５日の日曜日に、イベントを開催したいと考えております。内容を申し上げますと、今申し上げました除夜の鐘ライトアップ事業と、次に雪だるまでお出迎え事業ということで、こちらも門前の方で開催させていただく事業でございます。また町内を巡ります酒蔵イベント事業も計画しておりますし、あと道の駅の１０周年記念イベントとも合わせまして、ダムカレーのお披露目や、また振る舞いなんかを考えているところでございます。あと門前のほうでイベントも考えております。振る舞いだとか、作務衣を着たまち歩きを計画しております。あと２月のほうからスタンプラリーをさせていただきまして、町内２０か所を巡っていただきまして、門前だけではなくて、しっかりと町内を周遊していただけるようなイベントを今計画しているところでございます。

戻りますけども、今、創業、この補助金につきましては要件等がございまして、しっかりと商工会さんのほうで創業塾のほうを計８回でしたか、を必ず受けていただくとかっていうようなところで、その創業に対する計画とかをしっかり見させていただいた上で出させていただいている補助金ということでお願いしたいと

思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　中部縦貫自動車道開通スタートアップ事業補助金５００万っていうことですけども、これ１回ポッキリの安さですか、それともスタートアップって、中部縦貫道の開通は遅れそうですけども、それを目指して何年か何回かやっていくのかとか、そういうのはいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　この事業につきましては、もともと６年度まで新幹線開通に対するイベントとか事業に対して補助金がありまして、それが終了したということで聞いておりまして、７年度から大野市、勝山市、福井市、永平寺町、この４市町を対象に新たにできた補助金でございます。

こちら単年度ではなくて、ちょっとまたどうなるかはあれですけども、当初お聞きしていましたのは７年からスタート、単年度でなんですけどもさせていただくとお聞きしています。

開通の年、またはその一、二年後ぐらいまでは継続するという事業で聞いておりまして、今５００万円っていう、事業費５００万円ってなっているのですけども、恐らく最終年度とかには増額するってお聞きしておりますので、その辺はもちろん実施する内容と見ながら、本庁も開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　同じく今の地域資源活用事業の増額でありますが、当初は４６０万６千円、予算化されていますよね。当初の予算書を見ますと、中部縦貫自動車道の全面開通等の機会を捉え、広く誘客拡大のために観光物産協会が実施する事業に対してって書いてありまして、今ほど少しお話ありましたライトアップ事業とかもやるとなっています。物産協会はもう自主解散されたということでありますから、これ当初から全てまちづくり会社が担っているということの認識でいいのかっていうことと、それとこの令和７年度から中部縦貫自動車道に対してっていう県の補助金がつくということでありますから、基本的には当初予算に出てくるべきものではないのかなと思いますけれども、このタイミングで出てき

たっていうのはちょっと理由を知りたいなって思います。

それと同時に、７年度から数年間続くということですから、事業費全体として見えるように、また別の機会でいいので、議会に提案をしていただけたらなと思いますが。あったのならごめんなさいということです。

○議長（酒井圭治君）　商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　まず１点目のご質問でございます、地域資源活用事業。こちら当初予算で４００万設けております。今のこの除夜の鐘の事業とか雪だるま事業ですけど、こちらはもともと門前観光協会さんのほうでしていただく事業だったわけですけども、それに拡充した事業ということで補助をつけさせていただくということと、あと観光物産協会さんが解散された後は、以前もお示ししましたとおり、それぞれ門前でできる事業につきましては門前観光協会さん、またそのほかにつきましては今、ＺＥＮコネクトさんのほうで行っていただくというような状況にございます。

まず３点目のこの事業規模化につきましては、当面は５００万と聞いておりますので、またその内容につきましては計画を立てて、その事業費なんかもお示ししていきたいと思っております。

あと２つ目お聞きしました。

こちらにつきましては、県からお話しいただいてましたのが令和７年度の途中からとなっております。ほかの市町の状況もありますけども、こういった事業があるので積極的に使ってくださいという中でスタートしましたので、この時期。まして１２月というのがいろいろこれ計画の中で、例えば灯籠流しだったりとか、そのほかの既存事業でということも考えたのですけども、やっぱりこのＤＭＯを今後立ち上げていくよという中で、本庁といたしましても観光コンテンツを造成したり、またそれを今ある事業をこの見分けを行っていくということで、できたら今後、稼ぐ観光地づくりにつながるような事業に展開していけないかということで、既存事業は見送るような形で、どちらかというと新規事業のほうでやっていくと。その中で計画の中で、いろいろ大燈籠流しとか、例えば今年で言うと２０周年記念のイベント等もございましたので、時期をちょっと見ていくということで１２月補正をさせていただいて、１２月以降、３月のほうでさせていただきたいということで、今回の補正とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、建設課関係の補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　それでは、建設課の補足説明をさせていただきます。

予算書の９２ページ右側をお願いします。土木費除雪事業、補正額５１８万９千円につきましては、除雪車の修繕を毎年シーズン前の点検時に合わせて行いますが、今年は昨年度の出動回数が２５回と多かったため、交換部品や修繕すべき箇所が多く、これからの今シーズン中に発生すると思われる修繕費自体が不足するため、補正をお願いするものでございます。

また委託費においては、使用施設の散水量が不足気味の原因を究明するため、井戸の揚水試験を実施するものでございます。

次に９３ページ左側をお願いします。一般道路改良事業、補正額１，３３５万７千円の減額補正につきましては、永平寺福井間県道バイパスの早期事業化を実現するため、来年４月に予定しています整備促進期成同盟会の設立に向けた事務経費及びパンフレットの作成委託料を補正するものでございます。

工事請負費としましては、地域住民が主体となる松岡十二曲り保存会の設立を控えまして、その中で十分に協議した結果を反映することが望ましいと判断しまして、予定していました十二曲り路線の路面塗装工事を減額するものでございます。

さらに側溝改良工事においては、財源確保を模索する中で国の補助が見込めることとなりましたので、次年度対応の地元了承も得られたこともありますので、工事請負費を減額するものでございます。

次に右側をお願いします。松岡公園維持管理諸経費です。補正額１６９万４千円の減額補正につきましては、公園の管理を業者委託としていましたが、利用状況や利用者の声に迅速に対応するため直営管理としたため、委託料を減額するものでございます。

次に９４ページ左側をお願いします。住宅管理事務所経費、補正額１４６万３千円につきましては、当初１０件の退去数を考えて見込んでおりましたが、既に９件となり、今後の退去費の必要な修繕費が不足するため、３月までのこれまでの平均実績となる５件分の補正をお願いするものでございます。

以上、建設課の補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

７番、森山議員。

○７番（森山　充君）　９２ページの除雪機の修繕の話ですが、これふるさと納税を当てにして修繕するという形になっていますけれども、そういう不安定な財源で大丈夫でしょうか。

○議長（酒井圭治君）　建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　特定財源のふるさと納税につきましては、今回、財源組替えという形でふるさと納税から除雪費用に使っていただきたいということでの財源組替えとしてお考えいただければ結構かと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

３番、川崎議員。

○３番（川崎直文君）　同じく９２ページの右側ですね、要は修繕費ですけれども、消雪施設検査業務委託料、これ光明寺と志比堺の用水点検ということですけども、今回のその点検で用水不足っていうのは解決するのですか。今回その検査した結果、また新たにその改善工事というのが出てくるのかどうか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（酒井圭治君）　建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　今回の揚水試験につきましては、ポンプにそれだけの能力が現在もあるかということで調査をいたしますが、その結果、もし不具合があれば、来年度の修繕の中で対応していきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

１２番、松川議員。

○１２番（松川正樹君）　今、建設課長さんのご説明いただきました十二曲りの道路の塗装についてですけど、あの当時の道路の色っていうのはどんな色か調べてありますか。

それと、その道路も大事ですけど、立体的な戦略というのか、十二曲りの、そこら辺、どうやって塗りを出すかっていうとこがポイントと思っていますけど、そこまで話はいっていますか。

○議長（酒井圭治君）　建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　当時の色っていうのは確認できてないですけども、今、こちらから言いましたように十二曲りの保存会という、名前は未定ですが、そう

いったところで今後協議していく中で、建設課としても一緒に今後、どうやってその十二曲りの塗装関係ですね、見た感じのところをどういうふうにしていくかっていうのを一緒に協議してきて、その結果を踏まえて工事に結びつけたいと思っていますので、その辺はまたその中でもんでいきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　これ去年６００万円、十二曲りを分かりやすく塗装しようということで持たせていただいたのですが、今回、十二曲り沿線の皆さんが十二曲りをもっといいものにしていきたいという思いがありまして、今その皆さんに集まっていただいて協議会をつくって、昔に復元するのか、要所を見どころがあるようにするのか、それは皆さんで話し合っていただきたいなと思います。

　今回、その協議会をつくることによって、国のいろんな補助金を取って、もっと大々的にここをすることができますので、そういった点でこの六百数十万円が先にやってしまいますともったいない投資になってしまいますので、今回これを引き上げさせていただいて、協議会でどういう十二曲りにしていくかっていうのを決めて、そして有利な補助金を使って、よりいいものをつくっていこうということにしていきますので、またその点のご理解をよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君）　１２番、松川議員。

○１２番（松川正樹君）　やっとあの十二曲りが一歩前進ということで期待するところでありますが、立体的な魅力も含めて、そこら辺まで深めていって、深掘りしていただくとうれしいと思います。期待しています、お願いします。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

　９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　９４ページですけど、町営住宅の退去予定世帯の退去時修繕料が不足したということで予算計上になっておりますが、どこの町営住宅が何件かっていうのを教えていただきたいのと、あとこれ退去時の修繕っていうのは多分規定か何かがあると思いますけれども、それにのっとっているのでしょうかっていう、ちょっとその辺のことも示していただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君）　建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　どこの修繕をしているかっていうのは今手元にないので、また折り返し。

○９番（滝波登喜男君）　町営住宅。

○建設課長（竹澤隆一君）　町営住宅のどこを直し。

○９番（滝波登喜男君）　どこの住宅が何軒って。

○建設課長（竹澤隆一君）　諏訪間団地の管理戸数が２１軒です、松原団地が３６軒、志比堺団地が１２軒、越坂団地が６６軒件の全部で。

○９番（滝波登喜男君）　違う。

○建設課長（竹澤隆一君）　退去者数ですか、すいません。

退去者数で言いますと、過去直近で言いますと、令和４年度が過去退去４件、令和５年度が９件。すいません、細かい資料、後に報告させていただきます。

退去の規定につきましてはこちらにありまして、それに基づいて修繕を見ているところでございます。こちらの役場が修繕するもの、それと退去者自身が修繕するものと区分けされていまして、こちらについては障子とか壁紙とか、そういったものが中心となっております。長年の劣化によってつくられた傷ですね、傷関係については個人の負担という形になっております。先ほどの修繕のどこが修繕というのは折り返し、また説明させていただきます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、えい住支援課関係の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君）　えい住支援課分の説明させていただきます。

予算資料９４ページの右側をご覧ください。移住定住促進事業４５０万円の増額につきましては、東古市宅地分譲地の９区画分につきまして、土地の購入への補助を行うものでございます。併せまして、移住就業支援金につきましても、実績に応じた財源組替えを行います。

９５ページの左側をお願いいたします。住宅支援事業６０万８千円の増額のうち５２万５千円につきましては、殿村区におきまして伝統的民家の外観改修の申請がございました。それに対して特定財源の確保が見込めたことから、補正するものでございます。うち８万３千円につきましては、住み続ける福井支援事業の６年度補助金受給者が要件を満たさなくなったということから、県の補助金分につきまして返還金の予算措置を行うものでございます。併せまして、住み続ける福井支援事業につきまして、実績に応じた財源の組替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、上下水道課関係の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君）　それでは、上下水道課関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明書９５ページ右側をお願いします。上水道事業負担金につきましては、旧簡易水道資産の減価償却費の一部や過疎債・辺地債の元利償還費、一般会計から充当すべき事業の財源などへの一般会計からの繰出金でございますが、今年度の最終実績を見込み、減額補正させていただくものでございます。

次に、予算説明書９６ページ左側をお願いします。下水道事業負担金につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定により、一般会計から下水道事業会計へ補塡している人件費分を減額補正するものでございます。

以上、上下水道課分の補足説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、会計課関係の補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（吉田正幸君）　それでは、会計課から補足させていただきます。

資料９６ページ右側をご覧ください。会計管理事務職員についてですが、標準化システムを導入するに当たり、改修が必要となったシステムの委託料の入札先に１００万円を減額補正するものでございます。

続きまして９７ページの左側をご覧ください。基金積立金につきまして、今年の３月に定期預金等の利率が上がり、改定以降に切替えがありました定期預金の利息等の増加、また７月に新たに購入した債券の利金を増額補正するものでございます。

以上で終わります。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、学校教育課関係の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　それでは、学校教育関係の補足説明をさせていただきます。

９７ページ右側の公園事務所経費でございます。まず公園整備に係ります工事費といたしまして、１億４，４６５万円を予算計上するものでございます。また、本事業に必要となります用地につきましては、地権者様のご厚意によりまして買取りの了承いただいておりますので、土地購入費といたしまして６１９万４千円を予算計上いたします。また併せまして、土地境界の登録業務に係る委託料としまして７９万４千円を予算計上するものでございます。

なお、財源につきましては、同じ質の土地である隣接の上志比送水ポンプ場の底地も併せて土地購入することから、上水道事業会計から負担金として１２２万９千円を計上したほか、合併特例債を活用することとしております。

次に、９８ページ左側、小学校の学校施設整備費でございます。委託料につきましては、今年度に予定しています体育館の空調設備工事は大規模工事でもありますし、建築、機械、電気などの専門的技術、また複雑な施工管理を要することもありますので、専門的知見に基づく管理が必要になることから、各小学校空調設備整備工事に係る管理業務の委託料として４５５万９千円を予算計上するものでございます。

また、既に実施しています公共施設のＬＥＤ化と同様に、リース事業に切り替えることから、執行予定のない志比南小学校のＬＥＤ照明改修工事に係る、実施設計業務の委託料２１６万円を減額するものでございます。

工事請負費につきましては、校舎内装の傷みなどの経年劣化が著しく、早急に全面的に改修する必要があることから、御陵小学校の普通教室と廊下の内装改修工事費として、２，１８０万２千円を予算計上するものでございます。なお、財源につきましては、合併特例債を活用することとしております。

また、先ほど委託料と同様に学校施設のＬＥＤ化はリース事業に切り替えることから、執行予定のない上志比小学校の体育館のＬＥＤ照明の改修工事費に、１，１９４万６千円を減額するものでございます。

同じページ右側、中学校の学校施設整備費でございます。委託料につきましては、先ほどの小学校と同様の理由です。専門的知見に基づく管理が必要になることから、各中学校と松岡中学校の武道場の空調設備工事に係る管理業務の委託料として２８５万１千円を予算計上するものでございます。工事請負については、これも先ほどの小学校と同様の理由から、校舎の内装の傷みなどの経年劣化が著

しく、早急に全面的に改修する必要があることから、永平寺中学校の管理棟の廊下の内装改修工事として、１，９２８万３千円を予算計上するものでございます。なお、財源につきましては、合併特例債を活用させていただきます。

次に、９９ページ左側、部活動地域人材活用事業でございます。当初、予算に計上いたしました部活動の外部指導者の配置につきましては、県補助２分の１を受ける予定でしたが、新たに県委託事業が創設されたことにより、当初予定の歳入予算の１１６万円を減額しまして、委託配分の１０分の１０として、地域スポーツ事業及び地域文化事業を合わせて、２３１万９千円を委託金へ財源組替えするものでございます。

同じページ右側です。学校給食管理運営諸経費でございます。上志比地区の給食センターにおいて、夏場の猛暑により調理場のガスエアコンの使用量の増加及び休憩室などのエアコンの使用量が増加したために、不足する電気量の１２万円及びガス料の３７万８千円を予算計上するものでございます。

次に、１００ページ左側の楽しいおいしい給食事業でございます。昨今の米などの物価高騰によりまして給食食材費が高騰していることを受けまして、学校給食の質と量を維持するために、賄い材料費６０６万３千円と、補助金１３万９千円合わせて６２０万２千円を予算計上するものでございます。

同じページ右側から１０５ページ左側までの、小学校及び中学校の学校施設管理諸経費でございます。夏場の猛暑によりましてエアコンの使用量が増加し、電気量が不足することが見込まれることから、不足分の電気料として小学校分の合計としまして１１１万と中学校分の９５万円合わせて２０６万円を予算計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　９７ページの上志比のプールの公園整備のあれですが、前も説明いただいたと思いますけども、購入面積はどれだけでしたっけ。

○議長（酒井圭治君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　購入面積は１，２６４平米となります。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　あと土地測量登記でいわゆる境界確認という話ですけれども、この区域っていうのは圃場整備なんかをやった後に水道施設とか、そういうプールとか造られた施設ではないですか。

○議長（酒井圭治君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　ちょっと一度確認させてください。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　なぜ、言うかと言いますと、土地改良をやっていれば、ちゃんと確定測量してあるはずですから、そういういわゆる測量し直すとか、そういうことはやらなくなるはずで、その辺を確認しておいてほしいと思います。

○議長（酒井圭治君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　一応確認します。ただ、登記をする必要がありますので、登記書とか、そこらの業務が必要になってくると思いますので、そちらの土地改良のことについてはまた確認させていただきます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

７番、森山議員。

○７番（森山　充君）　９９ページの左側、部活動の補助の話ですけど、これ２分の１の補助金をやめて、１０分の１０のものに切り替えたというお話ですが、費用総額的には大分減っているような感じですよね。経費の総額、２分の１の補助を切って１０分の１０にしたわけでしょう。分かります、言っていること。そういう経費的には下がったっていう話で、経費総額が落ちているって理解すればよろしいですかね。

○学校教育課長（山口健二君）　全体的について。

○７番（森山　充君）　全体的に。２分の１のやつだと１１０万か。だから、実際の経費としては２２０万ぐらい見積もっていたわけでしょう。それが１０分の１０のやつは１８０万に落ちているわけだから、経費的には減ったという理解でいいのかっていうことを聞きたい。

○議長（酒井圭治君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　全体経費っていうのは変わってないです、全体経費っていうのは。ただ、２分の１補助金来るのが１０分の１０来るってことなので、全体的な経費自体は何も変わってないです。ただ、補助金から委託のほうに財源組替えするっていうことでご理解いただきたいなと思いますが。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　９８ページの学校の空調の設置の件ですけれども、ここにも書いてありますとおり、大規模工事、あるいは専門的な技術を要して管理業者を委託するということですが、よく建築なんかでも県の管理協会でしたっけ、ああいうところに管理をしてもらうということで、委託料が出ているわけですけれども、同じような考え方でいいのかっていうことと、例えばこれ空調ですから、どういう業者がこういう管理業務の対象となり得る業者でしょうか。建築と同じように、県のああいう協会があるということになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　それでは管理についてお答えいたします。

滝波議員仰せのとおり、まず、これ予算計上については県の建設技術公社の見積りを採用しております。こちら管理、建築って言われたのですけれども、当然建築の管理する人間もいますし、電気・機械という施設に関する監督する、管理する人間もいますので、一緒に管理するということになります。なので、建設技術公社一本に出して、建築も機械も電気も合わせて管理していただくといった業務になります。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、生涯学習課関係の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　それでは、生涯学習課関係につきまして、補足説明をいたします。

予算説明書１０５ページ右側をお願いいたします。図書館施設管理諸経費、工事請負費、補正額１億８１万５千円につきましては、町立図書館空調設備の全面改修に係る工事費を補正するものでございます。当施設の空調設備は平成９年に設置し、２９年が経過しているもので、点検・修繕は行っておりますが、近年ボイラーなど機械故障も多くなり、部品の確保も困難となっている状況から、改修に係る工事費の補正をお願いするものでございます。改修につきましては、現状の灯油だき全館型のファンコイル方式を、電気式の個別エアコン方式にて整備を行うものとし、個別電気エアコン設置の機械設備工事として４，５５０万、電気式エアコンの動力に係る電気工事として４，５００万円、受変電設備設置に伴う防水工事などの建築工事として１千万円の、補正額合計１億８１万円でございま

す。改修により、効率よく運転できることができ、ランニングコストと二酸化炭素排出量の軽減が図れます。工期につきましては、改修を行う事前盤内のトランスの納入も含め、工事完成までに１０か月程度を要することから、予算を繰越しして工事を行うものでございます。完成は翌年秋を見込んでおり、冬場の利用に支障がないよう進めていく予定でございます。財源につきましては、国庫補助の適用など見合うものがありませんでしたので、合併特例債を活用するものでございます。

次に、説明書１０６ページ左側をお願いいたします。図書館運営諸経費につきましては、ふるさと納税の充当により財源を組み替えるものでございます。

同じく説明書１０６ページ右側、体育施設管理費、松岡総合運動公園管理費、工事請負費、補正額５５万７千円につきましては、松岡Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館のＬＥＤ照明が３灯、今現在不点灯となっておりますので、取替え工事を行うものでございます。取替えにつきましては、ＬＥＤ照明の納期も含め、約２か月を要しますので、完成を翌年３月と予定をしております。

次に、予算説明書１０７ページ左側、体育施設管理諸経費、松岡庭球場管理費、補正額１，４０１万８千円につきましては、国の交付金採択が年度内に見込めることから、松岡庭球場のナイター照明のＬＥＤ化工事を前倒して行うもので、財源は学校施設環境交付金４２２万８千円を工事費に充当することとしております。また、補助裏につきましては、合併特例債９３０万円を活用いたします。歳出になりますが、委託料１３３万１千円につきましては、ナイター照明改修に係る実施設計の業務でございます。既存ナイター照明の機器選定、向きや角度、照度計算などの図面作成や積算業務となります。工期につきましては約２か月を想定しており、翌年２月中の完成を予定としております。

次に、工事請負費１，２６８万７千円につきましては、既存ナイター照明の水銀灯３６基をＬＥＤ化に更新するものでございます。設置につきましては実施設計に基づき、１基ずつ設計された向き、角度を調整し設置いくものです。工期につきましては、機器の購入、設置を含め、４か月程度を要すことが想定されますので、予算の繰越しを行い、翌年７月中の完成を予定としております。

同じく、説明書１０７ページ右側、体育施設管理諸経費、緑の村ふれあいセンター管理費８，８３２万７千円につきましても、国の交付金採択が年度内に見込めることから、緑の村ふれあいセンター多目的ホールの天井改修を前倒しして行うもので、財源は学校施設環境交付金２，８９３万７千円を工事費に充当するこ

ととしております。また、補助裏につきましては、合併特例債５，６４０万円を活用いたします。歳出、委託料１，５０１万５千円は、天井改修工事について専門知識や工事進捗管理など、ノウハウを有する事業者へ管理業務を委託するものでございます。学校教育課同様、福井県建設技術公社への委託を予定しているところでございます。

次に、工事請負費８，６８１万２千円につきましては、現行の建築基準法に適合した天井への耐震化を行うもので、本年９月に工事が完成いたしました、上志比文化会館サンサンホールと同じ工法で施工するものでございます。また天井改修に合わせ、ホール照明もＬＥＤ化へ更新を行います。工期につきましては、建築工事が５千万円を超える請負契約となりますので、今のスケジュールでは３月議会の請負契約締結の議会をいただいた後に工事に着手し、約７か月間の期間を要しますので、またこれも予算の繰越しを行い、翌年の１０月初旬の完成を予定しているところでございます。

次に、予算説明書１０８ページ左側、体育施設管理諸経費、河川公園管理費、工事請負費、補正額８８万円につきましては、松岡河川公園、マレットゴルフ場にありますせせらぎ用水の流量計が故障したことにより、取替えを行うものでございます。せせらぎ用水は井戸水をくみ上げ流しているもので、流量計の取替えにつきましては国交省の水位計の許可条件として、毎月正確な用水量の報告が必要であるため、更新を行うものでございます。工期につきましては、流量計の納期も含めまして２か月程度を予定しており、マレットゴルフ場の利用が再開する３月までには終えるよう進める予定としております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　幾つかＬＥＤの照明の工事がありますけども、改善工事がありますけども、これリースという考え方はなかったのですか。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　国庫補助が採択されるということで、リースではなく工事という形で進めさせていただきました。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　９番、滝波議員。

○９番（滝波登喜男君）　この国庫補助ですけれども、学校施設環境整備交付金ってなっているのですが、要は学校施設ではないのでないかなと思いますけど、それ大丈夫ですか。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　この交付金で体育施設も該当しますので、そこの体育施設の要件に合ったもので、補助申請のほうをさせていただいております。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、消防本部関係の補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君）　それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明書の１０８ページ右側をお願いいたします。消防団車両整備維持事業２７万１千円につきましては、公益財団法人日本消防協会から消防車両の交付決定を受けまして、消防団防災学習災害活動車、軽のワンボックス１台と、チェーンソー、ＬＥＤの投光器、訓練用消火器などの資機材が配備されることとなり、その車両登録等に係る諸経費を補正するものでございます。

以上、消防本部の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君）　先ほど、滝波議員より退去数９軒の内訳ということで聞かれていましたので、それについてお答えします。

越坂団地が６軒、諏訪間団地が２軒、松原団地が１軒です。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７５号の第１審議を終わります。

～日程第８　議案第７６　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第８、議案第７６号、令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

資料は１１月２６日、全員協議会資料１０９ページからの令和７年度１２月補正予算説明書をご用意ください。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君）　それでは、国民健康保険事業特別会計の補正予算についてご説明をいたします。

全協資料１０９ページをお願いします。歳入歳出、それぞれ１億１，０４６万円の追加補正をお願いするものでございます。

まず歳入でございますが、国庫補助金、県補助金、財産運用収入、他会計繰入金、繰越金がございます。こちらの予算の充当先につきましては、歳出予算のところでご説明をさせていただきます。

予算説明書１１０ページをお願いいたします。歳出でございますが、左側、一般管理費の福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金４５９万８千円につきましては、令和８年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向け、システムの改修に対する負担金の増額を補正するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

右側、は趣旨普及費の３万５千円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業の補助金交付決定を受け、財源組替えを行うものでございます。

１１１ページ左側、療養給付費５千万円と次のページ１１２ページ左側、高額療養費２，６００万円につきましては、当初見込みを上回ることが想定されるため、増額補正をお願いするものでございます。主に３０万円以上の医療費が増加をしており、その中でも新生物の件数が昨年度と比較し、約１．４倍となっていることが要因と考えております。

１１１ページ右側、療養費８０万円につきましては、高額な補装具の申請があり、当初想定を上回ることが見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

今の３つの保険給付金の財源につきましては、全額県からの普通交付金でございます。

１１２ページ右側、出産育児一時金の補助金１００万円につきましては、年度内に出産予定の方がおり、当初想定を上回ることが見込まれるため、増額補正をするものでございます。財源につきましては、県からの普通交付金３分の１と、一般会計からの繰入金３分の２でございます。

１１３ページ左側、財政調整基金積立金の２，７２５万６千円につきましては、令和６年度の決算に基づく剰余金５，２０５万２千円の２分の１相当額２，７００万円と、利率上昇に伴う利息収入増加分２５万６千円を基金に積み立てるものでございます。

右側、保険給付費等交付金償還金８０万６千円につきましては、令和６年度社会保障・税番号制度システム整備補助事業の実績に伴う補助金の精算に伴い、返還金を計上するものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第７６号、令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで議案第７６号の第１審議を終わります。

～日程第９　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第９、議案第７７号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君）　それでは、後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明をいたします。

全協資料１１４ページをお願いいたします。歳入歳出、それぞれ１０８万円の追加補正をお願いするものでございます。

説明書１１５ページをお願いいたします。徴収費の福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金１０８万円につきましては、先ほどの国保会計と同じく、令和８年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向け、システムの改修に対する負担金を増額補正するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　１点だけ。後期高齢者医療制度の中で、いろいろ創設される子ども・子育て支援金制度の施行に当たりっていうのはどういう関係と、具体的にはどういうことになるのかなっていうのを、簡単に説明していただくとありがたいです。

○議長（酒井圭治君）　住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君）　子ども・子育て支援金制度につきましては、全世代の方から支援金を拠出していただきまして、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子供や子育て世帯を社会全体で支援する仕組みとなっております。令和６

年６月に成立した法律に基づいて創設されるものでございます。その中で、ゼロ歳から１８歳のお子様につきましては、１０割軽減されることとなっております。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第７７号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで議案第７７号の第１審議を終わります。

～日程第１０　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１０、議案第７８号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは、介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

１１６ページをお願いいたします。歳入歳出補正額１，０２８万５千円を補正するものでございます。

歳入につきましては、県負担金、財産運用収入、一般会計繰入金、基金繰入金、繰越金を補正するものでございます。充当事業につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

それでは、歳出について１１７ページ左側、賦課徴収費でございます。５万５千円の増額補正でございます。介護保険料のコンビニ収納を令和８年４月から開始するに当たり、金融機関との接続試験費を補正するものでございます。

続きまして、同じく１１７ページ右側でございます。施設介護サービス給付費でございます。これは、過年度介護給付負担金に県費の交付があったことから、財源を組み替えるものでございます。

続きまして、１１８ページでございます。介護保険給付費準備基金積立金でございます。６０１万５千円を増額補正するものでございます。介護保険関係の剰余金の２分の１及び基金の利子積立分を計上するものでございます。財源は前年度繰越金等でございます。

続きまして、１１８ページ、償還金でございます。３９２万１千円を補正するものでございます。令和６年度分の介護給付負担金及び地域支援事業の精算により返還金が生じたため、補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

７番、森山議員。

○７番（森山　充君）　１１７ページ左側のコンビニの収納の件ですが、これ大体どのぐらいの利用者を見込んでいるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　普通徴収の方がコンビニのほうでするということでございます。すいません、人数については、後ほど説明させていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　１１８ページの償還金及び還付加算金ですけれども、令和６年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算によりっていうのですが、特に地域支援事業交付金で返還金が出るっていうことはどういうことでしょう。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　地域支援事業は俗に言う総合事業も含むとかの介護保険事業のことですけれども、それについて予算額の中で見積もっていた金額よりも、そのサービスの利用料が少し実績的には落ちたということで３１万６千円分を返還するものでございます。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　実は総合事業っていうのは、介護保険の中でも、その介護保

険を取り組む自治体によって差が出る事業って言われています。だから地域支援事業の交付金なんかということ、そこに入ってくるお金があるってことですが、総合事業の内容を充実されて返還金が生じないようにするっていうのは、本来は町独自の、これ導入されるときにはその自治体の財政力とか裁量によって差が出る事業って言われていたと思いますが、そういう意味ではその返還金が生じないような運営、運用っていうのはできないものですかね。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　総合事業の減につきましては、通所事業、通所介護のサービスですけれども、コロナ禍以降、例年７％とか８％の伸びでコロナ禍からサービスを利用する人が増えて伸びていたのですが、近年、コロナも落ち着いて、利用者の伸びも落ち着いてきたものですから、当初７％、８％見込んでいたものが２％の伸びにとどまって、利用が減っているのではなくて、利用の伸びが少なくなってしまったと。こちらの想定よりも少なくなってしまったということで、その差額について返還金が生じているものでございます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

暫時休憩します。

（午前１１時５５分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午後　１時１５分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

福祉保健課長、説明を継続で続けてお願いしたいと思います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは、ご質問のあったコンビニ収納に係る対象者の数についてご説明させていただきます。

年間約２７０人の方が普通徴収という納付書払いで介護保険料を支払っているということで、この人数が対象となっております。６５歳になられてすぐの方が大半でございます。

収納件数でいきますと、年間大体２，２００件ぐらいを予定しておりまして、そのうちの３０％から４０％、若い方なので６６０件から８００件ぐらいの収納利用を見込んでおります。

広域圏の介護保険システムを利用する坂井市、あわら市も４月１日に同様のサービスを利用する予定をしておりまして、本庁においても利便性の向上を図るた

めの取組を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第７８号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７８号の第１審議を終わります。

～日程第１１　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１１、議案第７９号、令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について説明させていただきます。

１１９ページをお願いいたします。歳入歳出補正額１，６２６万４千円を補正するものでございます。歳入につきましては、繰越金及び財産収入の利子及び配当金を予算化しているものでございます。

１２０ページをお願いいたします。一般管理費でございます。１，６２６万４千円の増額でございます。令和６年度の決算剰余金の一部及び預金利子の積立金を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第７９号、令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第７９号の第１審議を終わります。

～日程第１２　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１２、議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君）　土地開発特別会計についてご説明します。

資料１２２ページをご覧ください。宅地造成事業におきまして、清水宅地側に２区画売却できましたので、売払い収入を一般会計からの貸付金に対する償還金として予算化するものでございます。清水宅地につきましては３区画ございまして、全て完売ということになりました。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８０号の第１審議を終わります。

～日程第１３　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　日程第１３、議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君）　それでは、議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

全協資料、予算説明書１２４ページをお願いいたします。

なお、人事院勧告に基づく職員給与費の補正並びに一般会計上水道事業負担金の際に説明いたしました上水道事業会計、他会計補助金については特に補足説明はございません。

それでは下段、収益的支出、水道事業費用、総係費、負担金１３万５千円につきましては、先の一般会計にて学校教育課より説明のありました、上志比中学校旧プール公園整備に伴い、隣接する上志比送水ポンプ場底地を含めた、土地境界確認測量を一括して学校教育課にて事業実施することから、上水道施設の借地継続分６３４平米分における、測量費用を一般会計の負担金として計上するものでございます。なお、財源は議決収入予算で賄います。

次に、１２５ページ、資本的支出、建設改良費、送水設備改良費の土地１０９万４千円につきましては、今ほど説明いたしました、上志比中学校旧プール公園整備において、隣接する上志比送水ポンプ場底地分を含めた、土地売買購入及び境界確認測量を学校教育課にて一括で事業実施することから、その購入分の２１４平米分の売買費用及び測量費を、一般会計へ負担するための費用を計上するも

のでございます。なお、土地に係る売買及び測量費用を、収益的支出と資本的支出に分け計上させていただきましたのは、土地購入部分については売買後、上水道事業者の資産となることから、目的に応じた予算計上のためでございます。主な財源としては、損益勘定留保資金でございます。

以上、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで議案第８１号の第１審議を終わります。

～日程第１４　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　日程第１４、議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君）　それでは、議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

上水道事業会計同様、人事院勧告に基づく職員給与費の補正並びに下水道事業の一般会計補助金につきましては特に補足説明はございません。

それでは、予算説明書１２８ページをお願いいたします。下段、資本的支出、

建設改良費２３０万円につきましては、公設桝設置工事費につきまして、当初予定申請数を上回ってくることから、計４か所分の汚水桝の設置工事費を計上するものでございます。なお、財源といたしましては、上段に記載しました公営企業債を活用させていただきます。

以上、議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８２号の第１審議を終わります。

～日程第１５　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１５、議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君）　それでは、議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、補足説明させていただきます。

議案書の１３７ページをお願いいたします。こちらは、本組合規約の内容変更におきまして、地方自治法第２８６条第１項の規定により、本組合を構成する地方公共団体との協議が必要となるため、本議会にお諮りするものでございます。

規約の変更内容におきましては３点ございます。

まず、第３条第２号でございますが、こちらは現状に即した文言の見直しということで、電子計算組織を電算システムに改めます。

同条第３号、こちらのほうは、越廼・清水地区の不燃粗大ごみを広域圏組合施設のほうで処理することへの変更に伴い、関係する文言を削除するものでございます。

同条第５号でございますが、こちらは広域観光事業廃止に伴いまして、規約から文言を削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８３号の第１審議を終わります。

～日程第１６　議案第８４号　松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

～日程第１７　議案第８５号　御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

～日程第１８　議案第８６号　上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

～日程第１９　議案第８７号　松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

～日程第２０　議案第８８号　永平寺中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

～日程第２１　議案第８９号　上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１６、議案第８４号、松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についてから、日程第２１、議案第８９号、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についてまでの６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま一括上程いただきました議案第８４号、松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についてから、議案第８９号、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についてまでの６件につきましては、いずれも提案理由が共通しておりますので、一括してご説明申し上げます。

追加の議案書をご覧ください。本議案に係る入札会が１１月２７日に執行され、契約相手方と工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が５千万円以上の工事の請負となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第８４号から第８９号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君）　これより、審議に入ります。

議案の審議につきましては、議案ごとに第１審議、第２審議、第３審議の順で審議を行います。

それでは、議案第８４号、松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　それでは、議案第８４号の説明をさせていただきます。

追加議案書１ページからお願いいたします。議案第８４号です。工事名、松岡小学校体育館空調設備整備工事(機械設備)。契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，９６３万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が６３３万円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町松岡芝原３丁目２３番地です。稲垣建設有限会社松岡営業所、所長、稲垣裕美子でございます。

本件の概要でございますが、機械整備の主な内容としまして、ガスを主動力としました空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、議案第８４号、松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８４号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８４号、松岡小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締

結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８５号、御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　それでは、議案第８５号です。

２ページ目をお願いいたします。工事名、御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械整備）。契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，８５５万２千円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が６２３万２千円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺３－１７－１です。有限会社西口建設、代表取締役西口信康でございます。

本件の概要でございますが、機械整備の主な内容としまして、ガスを主動力としました空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８５号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８５号、御陵小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８６号、上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　議案第８６号です。

３ページをお願いいたします。工事名、上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械整備）、契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，８６４万円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が６２４万円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町市荒川１８－４１－１、南鉄興業株式会社、代表取締役、南部鉄男でございます。

本案件の概要でございますが、機械整備の主な内容といたしまして、ガスを主動力としました空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上、説明です。お願いします。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、議案第８６号、上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８６号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８６号、上志比小学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８７号、松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　議案第８７号です。

４ページをお願いいたします。工事名、松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）です。契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，９４１万円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が６３１万円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町松岡越坂２丁目１－４５です。合同設備工業株式会社、松岡出張所所長、黒濟健次でございます。

本案件の概要でございますが、機械整備の主な内容といたしまして、ガスを主動力としました空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８７号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８７号、松岡中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８８号、永平寺中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　議案第８８号です。

５ページ目をお願いいたします。工事名、永平寺中学校体育館空調設備整備工

事（機械設備）、契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，２４２万５千円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が５６７万５千円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町松岡薬師３丁目２―１、大和土建株式会社、代表取締役谷口一郎でございます。

本案件の概要でございますが、機械整備の主な内容といたしまして、ガスを主動力とした空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、議案第８８号、永平寺中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第８８号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８８号、永平寺中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８９号、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての第１審議を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　議案第８９号です。

６ページ目をお願いいたします。工事名、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）です。契約方法が条件付き一般競争入札です。契約金額が６，７４３万円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が６１３万円です。契約相手方が福井県吉田郡永平寺町松岡上合月６－１２０－４です。椛山建設株式会社、代表取締役椛山義之でございます。

本案件の概要でございますが、機械設備の主な内容としまして、ガスを主動力としました空調設備及び非常用発電機を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　私、この議案１つも反対するつもりはないですが、一括上程されたっていうことがあるのですけれども、その一括上程で１件、六千数百万、７千万円近い案件が４億以上の事業になって、できているわけです。できたら、こういう一括上程、大きい工事の案件になったときに、どのような内容になっているのかを簡単にやっぱり１回説明していただくと、実際、この論議は放映されていますので、より分かりやすいのではないかと。特に、これだけでなしに、ほかの関連工事も含めると１０億を超えるような大きな事業になりますので、何を分割してあっちでしているのかということも、これまで繰り返しいろいろそういうとこで総額ではそれなりに出ているのですけども、できたらより分かりやすい提案書を最初に示していただくと、僕はよかったのでないかなって思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君）　契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　それでは、全体的な工事についてお答えいたします。

今回、体育館、小中学校の体育館の空調設備の整備工事ということで、小学校

７校、中学校３校プラス松岡中学校の武道場、計１１か所の体育館及び武道場の空調設備を整備する工事でございます。

この体育館につきましても、まず建築として、建築工事として、屋根の遮熱塗装改修工事、また体育館窓の遮熱フィルム貼りが建築工事として設定しております。

次に機械設備ということで、先ほど学校教育課長からも説明ありましたが、今回の空調設備については、ガスを燃料とした空調設備を計画しております。それの機械設備につきましては、室外機、室内機、また燃料ガスのタンクと非常時に空調設備、停電等の場合、使えるようにガス用の非常用発電機、こちら７２時間連続稼働可能というような設定で整備を考えております。

次に、電気設備ということで、これにつきましては一連の電気関係の工事ということで、各体育館３本の工事で割っており、計３３本の発注となっております。その中で今回議会のほうに上程しました６本が５千万円を上回る工事ということになっております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　こちら空調設備につきましては、国庫補助事業を活用いたしまして２分の１の補助金を活用させていただきたいなと思っております。それで今、国保補助事業の条件といたしまして、先ほど契約管財の課長からもお話あったと思いますが、耐熱性の遮熱とか塗装フィルムとか、そういうものをしないと補助対象にならないということで、今回はそのようにさせていただきましたということです。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　財政課長。

○財政課長（原　武史君）　今、学校教育課長からありましたが、基本的には国庫補助事業の活用ということで補助金を活用しまして、その補助裏につきましては全て合併特例債のほうで充当するということで今回対応しております。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　非常に待ちに待たれている設備のことだと思いますが、いろんな財源上の苦心も今の説明では聞かれると思います。待ちに待った条件で、議会でもいつ頃までにできるのかっていうのがあるのですが、そういうめども皆さんに示していただけると、ここで町民に示していただくとありがたいのかなと思

うのですが。

○議長（酒井圭治君）　契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君）　今の完成の見込みでございますが、現在のところ、ガスが主燃料になりますので、そちらのほうの設備の業者のほう、確認取りますと、設備の納期にやはり四、五か月かかるということで、今回入札しまして契約を結びましたので、早期にメーカーのほうに設備のほうを発注しまして、取りかかれますのがやはり年度越して、５月明けぐらいかなと今のところ見込んでおります。

今回、学校の空調でございますので、できる限り１学期には使えるよう努力して、工事のほうを進めていきたいと思いますが、なんせ全国的にこういった設備の導入が進んでおりますので、できる限りと今申してだけおきます。すいません、お願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、議案第８９号、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで議案第８９号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８９号、上志比中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後　１時５２分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午後　１時５２分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日１２月１７日から１２月２２日までを休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、明日１２月１７日から１２月２２日までを休会とします。

１２月２３日は午前１０時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

なお、明日１２月１７日は午前９時より総務産業建設常任委員会、午後１時１５分より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後　１時５３分　散会）